

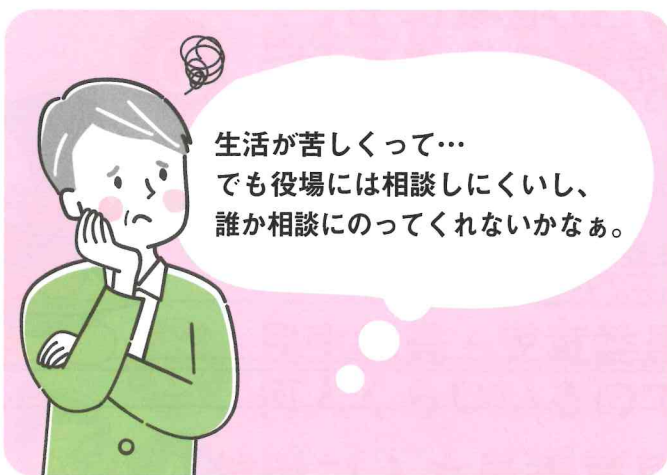
ご存じですか？

兵庫県民生委員・児童委員キャラクター
「兵庫県版 ミンジー」

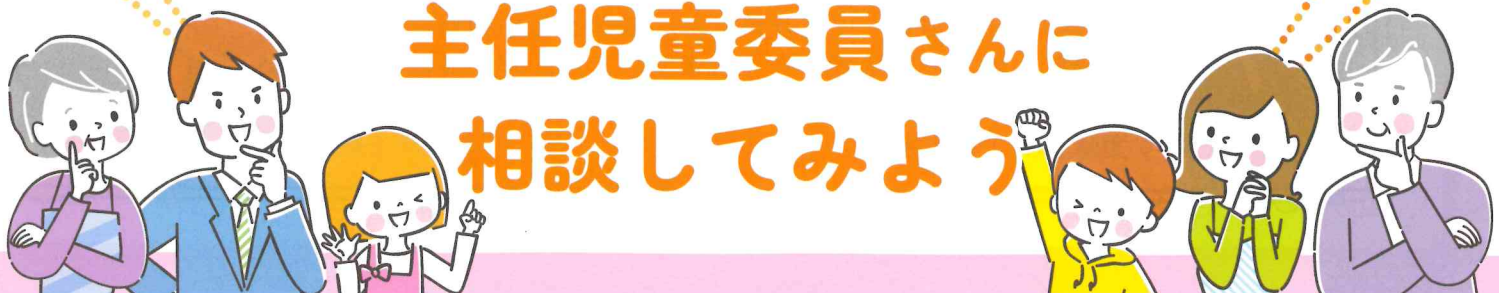


民生委員 ・ 児童委員

あなたの地域で、民生委員・児童委員は活動しています



地域の民生委員・児童委員さんや
主任児童委員さんに
相談してみよう





民生委員・児童委員さんについて聞きたい！

Q

民生委員さんは、どんなことをしている人ですか？



A

民生委員は、各地域で、生活上のさまざまな相談にのります。(介護の不安、子育ての悩み、生活の苦しさなど)一緒に解決方法を考え、サポートします。また、市町や社会福祉協議会、介護保険事業者などと協力して、さまざまな福祉制度を紹介し、支援を行います。



Q

民生委員さんと児童委員さんは違うのですか？



A

すべての民生委員は、児童委員も兼ねていて、子どもや子育てに関する相談も受けています。このため、「民生委員・児童委員」と言われます。また、民生委員・児童委員の中に、特に児童のことを専門に担当する「主任児童委員」がいます。



Q

私の住んでいる地域にも、民生委員・児童委員さんはいますか？



A

います。お住まいの地域の民生委員・児童委員に相談したいときは、市町にお問い合わせください。



Q

民生委員・児童委員さんに相談した内容の秘密は守られますか？



A

大丈夫です。民生委員・児童委員には、法律上守秘義務があり、相談者の秘密は固く守られます。また、個人情報の取り扱いの研修を受け、細心の注意を払って個人情報を取り扱っています。







もっと民生委員・児童委員さんのことを教えて！



Q 民生委員・児童委員さんの活動は、大変そうですね。

A 確かに、地域で困っている人々のために日々活動しています。でも、『ありがとう』と言われると、本当に幸せを感じる、「人とふれあいの中で自分も成長できる」（民生委員・児童委員をされている方の感想）と、大変やりがいのある活動です。



Q 民生委員・児童委員には、特別な資格がいますか？

A 「地域のために役に立ちたい」「困っている方の立場に立って手助けをしたい」という方であれば、特別な技能などは必要ありません。民生委員・児童委員になられた方には、県や市町から、活動に必要な福祉の情報が伝えられ、民生委員・児童委員として必要な知識や技能を学ぶ研修が行われます。



Q 民生委員・児童委員はどのような手続きを経て、委嘱されるのですか？

A 民生委員・児童委員は、地域福祉に熱意を持ち、地域（自治体等）から推薦された人の中から、市町ごとの民生委員推薦会、県知事（中核市は市長）を経て、厚生労働大臣に推薦され、厚生労働大臣が委嘱します。



Q 民生委員・児童委員には報酬が支払われるのですか？

A 報酬は支払われません。ただし、活動に必要な通信費等（費用弁償）として、市町を通じて一定の金額が支給されます。



Q 民生委員・児童委員さんは、何人くらいいるのですか？

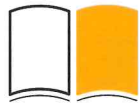
A 全国に約23万人、兵庫県内では約1万人の民生委員・児童委員が活動しています。おおむね70～360世帯に1人が配置されています（※）。
※市町の人口によって配置基準が異なります。

Q 民生委員さんの制度っていつからありますか？

A 民生委員制度は、大正6年5月12日に岡山県で創設された「済世顧問制度」に始まり、平成29年に創設100周年を迎えた歴史ある制度です。



ある民生委員・児童委員の1ヶ月

相談支援活動

- ☑ 一人暮らしの高齢者宅を訪問した。お元気そうだった。
- ☑ 障がい者が使える福祉サービスについて相談があったので市町に相談し、つなげた。
- ☑ 失業して生活に困っている方について社会福祉協議会に相談し、生活福祉資金貸付制度を案内した。
- ☑ こども家庭センターから見守りを依頼されている家庭を訪問した。子育ての不安などをじっくり聞いた。



地域福祉活動

- ☑ 災害時の訓練に参加し、福祉マップをもとに地域を実際にまわってみた。
- ☑ 障がい者施設の夏祭りに参加し、模擬店を出した。一緒に盆踊りを踊り、交流を深めた。
- ☑ 子どもたちの通学時間に合わせて、あいさつ運動に参加。だんだん顔見知りになる。
- ☑ 民生委員・児童委員をPRするイベントを開催。おもちゃを子どもたちと一緒に作った。



その他

- ☑ 会議、研修、行事の参加など
- ☑ 市町の民児協(※)定例会に参加。新任民生委員・児童委員の相談を受け、民児協会長とともに考えた。
- ☑ 研修会に参加。日頃活動していて疑問に思っていることが理解できた。
- ☑ 児童虐待防止キャンペーンのイベントに参加。オレンジリボンを配布し、趣旨を呼びかけた。



※民児協（民生委員児童委員協議会）

民生委員法第20条に基づき民生委員・児童委員により構成される団体。市町ごとに1つまたは複数設置され、民生委員・児童委員に各種情報の提供や研修等を行っている。